

## X 基地交付金、調整交付金

地方税法第2条には、「地方団体はこの法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。」と定められており、また、同第5条には市町村が課することができる税目が掲げられている。

しかしながら、本市の市街地のなかで広大な面積を占有している厚木基地の土地や建物には固定資産税が課税されず、基地に所属する米軍人等については、「地方税の臨時特例」の適用により住民税等が課税されない。

国は、このような損失を補うため、昭和32年（1957年）度から「国有提供施設等所在市町村交付金に関する法律」を施行し、国が所有する固定資産のうち、米軍に提供している施設や自衛隊が使用する飛行場等の資産の価格をもとに、施設が所在する市町村に対し、当該市町村の財政状況等も考慮しながら、国の予算の範囲内で交付金を交付している。これが国有提供施設等所在市町村交付金、いわゆる基地交付金である。

また、基地交付金の対象は国有資産であり米軍所有の資産は対象とならないため、基地交付金制度だけでは米軍基地所在市町村は必ずしも十分に手当てされないことから、昭和45年（1970年）、国は「施設等所在市町村調整交付金交付要綱」を定め、米軍資産や米軍人等に係る住民税への影響などを考慮しながら、施設等所在市町村調整交付金、いわゆる調整交付金を当該市町村に交付している。なお、基地交付金、調整交付金は使途が制限されない一般財源として交付される。

### ●基地交付金等に関する問題点

基地交付金等は、基地施設に係る固定資産税の代替的性格を有し、使途の制限がない一般財源として市町村に交付されているが、その額については、一般的に本来収入される固定資産税額の半分以下と言われている。さらには、算定の対象が基地施設の資産に限定されるため、航空機の運用に伴い基地施設外に及ぶ影響は考慮されないものとなっている。

また、国は2007年（平成19年）5月に「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」を定め、在日米軍再編に伴い負担の増加が認められる防衛施設が所在する市町村等に対する新たな交付金（再編交付金）制度を設けた。

再編交付金は、在日米軍の再編を実施する上で負担を担うとされる一部地域について自ら負担を受け入れる地元市町村に対し、再編を実施する前後の期間（原則10年間）において、住民の生活の利便性の向上および産業の振興に寄与する事業に係る経費に充てるため交付される。また、交付の対象となる市町村は政令で指定され、在日米軍の再編に向けた措置の進み具合などに応じて交付額が決定される仕組みになっている。

しかしながら、こうした基地を抱える市町村に対する国による措置は、将来への負担のみならず、現在や過去への負担の観点からも同様に講じられるべきであり、本市のように、長年にわたって基地に起因する多大な負担に苦しんで

いる市町村に対しても、さらなる周辺対策が望まれるところである。

## 大和市と厚木基地

発行 2016年(平成28年)6月  
発行 者 大和市役所  
編 集 市長室 基地対策課  
<http://www.city.yamato.lg.jp>